

公募型プロポーザル実施の公示

2024年12月18日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1 事業概要

(1) 事業名

令和6・7年度 関西における観光案内所機能強化事業

(2) 事業の目的及び概要

関西において観光を推進する上での課題は、大阪や京都など特定地域に集客が集中し地域周遊や長期滞在、ひいては各地域での観光消費額の増加に十分に繋がっていないということが挙げられる。この原因として、大阪や京都が持つ観光目的地としてのポテンシャルがベースとして高いことに加え、空港や新幹線等交通結節点との地理的な近さ、域内交通アクセスの利便性、宿泊施設の充実等が挙げられる。

各地域においても上質で魅力ある観光コンテンツが存在する中で、地域の観光コンテンツが観光客に対して一層の認知や理解が促進されることで上記課題の緩和に繋がり、観光客の関西一円における周遊促進へと繋がる。このことは各地域の持続的な観光地経営を実現するためにも必要な考え方となっているが、各地域個々の取組となっているのが実情で関西全域での一元的な取組が十分とは言えない状況にある。

2025大阪・関西万博は、来場者2,820万人(うち海外から350万人)を見込む大規模ナショナルイベントであり、訪日インバウンドも含めて関西観光市場が拡張する最大の機会と考えられるが、大阪市においては早くもオーバーツーリズムが叫ばれる中で、一層地域への送客、周遊促進が大きな課題となっている。

これら課題を踏まえながら、一般財団法人関西観光本部(以下、当本部)は、関西広域連合の構成団体である12府県市(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市)と一体となり、関西の観光客のよりスムーズな地域への誘客及び地域から地域への周遊を促進すべく、関西各地域にある観光案内所の案内機能を強化し、各地域それぞれの旬な情報を取り扱うようにするなど案内所のネットワークを強化させ、観光客への案内業務(情報提供)をよりスムーズ且つ効率的に行うことで、上記課題解決の一助となることを目的とした事業(以下、本事業)を実施する。

(3) 委託金額の上限

10,800,000円(税込)

【内訳】令和6年度：9,000,000円(税込)、令和7年度：1,800,000円(税込)

2 参加資格要件

- 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階

一般財団法人関西観光本部 デジタルマーケティング室

TEL: 06-6223-7203 FAX: 06-6223-7205 メールアドレス: dejima-sinsei@kansai.or.jp

(2) 説明書の配布期間、場所及び方法

応募期間：2024年12月18日(水)から2025年1月8日(水)17:00まで。

応募方法：全書類を下記 URL よりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記(1)に提出のこと。

- ・募集要領 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/12/募集要領_関西観光案内所機能強化事業.pdf
- ・仕様書 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/12/仕様書_関西観光案内所機能強化事業.pdf
- ・評価要領 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/12/評価要領_関西観光案内所機能強化事業.pdf
- ・評価基準 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/12/評価基準_関西観光案内所機能強化事業.pdf
- ・提案書様式 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/12/提案書様式_関西観光案内所機能強化事業.pdf

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2025年1月8日(水)17:00まで。

提出先は上記(1)に同じ。募集要領に基づき正本1部(社名あり)・副本5部(社名なし)を提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。※別途郵送にて、同部数を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間 2024年12月25日(水)17:00まで。

※メールでのみ受付 質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、

閲覧に供する。閲覧場所 URL: <https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等：説明会は行わない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時：文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口：上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 受託候補者選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。

①相手方を決定した日

②候補者の名称

③評価基準

④参加者名称(候補者を含む)

⑤審査結果(評価項目ごとの選定委員の評価点の合計)

※参加者(候補者を含む)の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

(8) 事業の詳細は募集要領による。

以上